

これポン6 公知になった意匠については最先の日に行われた行為について新喪例の適用を受けるべき

[H29追-意03-4] 甲は、令和元年6月1日に、自ら創作した意匠イを自己のインターネットホームページで公表し、同年9月20日に意匠イについて、インターネットホームページでの公開についての証明書を添付して意匠法第4条第2項の規定の適用を受ける意匠登録出願Aをした。しかし、甲は、意匠イに類似する意匠ロを自ら創作し、同年9月10日に展示会に出品していた。甲は、意匠イについて意匠登録を受けることができない。

×：最先の意匠イのみ手続をすればよい

[H27-31-2] 甲は、「卓上電子計算機」の意匠イを自ら創作し、ウェブページ上で不特定の一般公衆に公開し、その1月後にイの形状をそのまま模した「チョコレート」の意匠ロを自ら創作し、販売を開始した。甲が、ロを公開して3月後に、ロに係る意匠登録出願をするとき、イについてのみの新規性喪失の例外の規定の適用を受ければ、ロについて意匠登録を受けることができる場合がある。【★★】

×：ロについては非類似物品であるためロについても別に手続必要

[H25-17-ニ] 甲は、意匠イに係る意匠登録出願をしようとしたところ、イを3月前に発行された雑誌X及び1月前に開催された展示会Yの双方で自ら公開していた。この場合、甲は、Xにおけるイの公開から1年以内に、Yにおけるイについてのみ意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるイに係る意匠登録出願を行うことにより、イがXにおけるイの公開に起因して意匠法第3条第1項第1号に規定する意匠に該当するとして、当該出願が拒絶されることはない。

×：公知になった最先の日であるXについて手続が必要

[H20-39-イ] 甲は、自ら創作した意匠イを刊行物に記載して公表し、その1月後にイについて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための適法な手続をして意匠登録出願Aをした。このとき、甲が、イの公表後であってAの出願前に、イに類似する自ら創作した意匠ロを刊行物に記載して公表していたときは、甲は、ロについて同項の規定の適用を受けるための手続をしていなくても、イについて意匠登録を受けることができる場合がある。【★★】

○：最先の日に公知になった刊行物。類似の範囲まで手続不要

これポン7 同日に公知になった意匠がある場合は1つのみ手続をすればよい

[R03-意02-1改] 甲は、意匠イとこれに類似する意匠ロを創作して、両方を同日に公開した。甲は、公開後1年以内に、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠ロについて意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。甲は、出願Aをするに際し、公開した意匠イのみについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行えば、出願A及び出願Bについて、意匠イ及び意匠ロの公開を理由とする意匠法第3条に規定する新規性要件違反による拒絶を回避することができる。

○：イロは同日に公開しているので手続は1つでよい。Bは関連意匠のため、新規性の判断はされない

意-2 ● 短答対策 これ問！ 改正差し替え

[R01-意05-2改] 甲は、互いに類似する意匠イ及び意匠ロを同日に公知にした後、意匠イについて、意匠法第4条第2項の適用を受けようとする旨を記載して意匠登録出願Aをし、出願日から30日以内に意匠イのみについて、意匠法第4条第3項に規定する証明書を提出した。出願Aは、意匠ロの存在を理由に、意匠法第3条第1項第3号に該当するとして拒絶されない場合がある。なお、言及した条文の該当性のみを判断し、他の登録要件は考慮しないこととする。

○：同日の場合は
1つの意匠のみ手
続すればよい